

第13回 下野市行政改革推進委員会会議録

日 時 平成20年10月28日(火)午後1時30分～3時45分
場 所 下野市役所国分寺庁舎304会議室
出席委員 杉原弘修会長、金子伸禄委員、尾花重吉委員、小山中井委員、高山幸子委員、
青木ムツミ委員、岡本英樹委員、前原保彦委員
欠席委員 小林経夫委員、伊澤和子委員
出席者 諏訪総務企画部長
川俣市民生活部長、鶴見生活課長、上野環境課長、塚原保険年金課長
田中上下水道部長、小平水道課長、高山下水道課長
事務局 (企画財政課)
落合課長、小口主幹兼課長補佐、長主幹、金田副主幹、古口副主幹、坂
本主事
傍聴人 なし

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

会長挨拶

(杉原会長) 今日は13回目の会議となる。本日もよろしくお願ひしたい。

議事

会議録署名委員の指名

(杉原会長) 本日の会議録署名委員は、尾花委員と小山委員に願ひする。

1) 行政評価第三者評価ヒアリング(市民生活部6事業・上下水道部3事業)

(川俣部長) 市民生活部は、生活課、市民課、保険年金課、環境課の4課から成っている。今回の6事業は、保険年金課からは、こども医療費助成事業、環境課からは、一般廃棄物収集運搬業務委託事務費と環境衛生事業、生活課からは、防犯灯推進管理事業、消防器具置場建設事業とコミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業を選定した。評価シートに基づいて説明を行う。

- ・ こども医療費助成事業は、小学校3年生以下の児童が医療機関を受診し

た際に、医療費の一部を助成するものである。県の条例に基づく保健診療にかかる医療費の2分の1の補助を受けて市が実施する。福祉の増進と児童の健全な育成を目的とし、年間事業費は1億3,000万円である。対象の小学校3年生以下は、平成20年4月1日現在で5,260人である。

- ・ 一般廃棄物収集運搬業務委託事務費は、一般廃棄物のステーション収集運搬を民間業者に委託するものである。事業主体は市で、南河内・国分寺地区の668ステーション分を小山広域保健衛生組合の北部清掃センターに搬入し、石橋地区の552ステーション分をクリーンパーク茂原に搬入している。
- ・ 環境衛生事業は、住みよい生活環境を目指し環境美化や環境衛生を保持することを目標とし、市が主体となる事業である。廃棄物監視員12名で月8回のパトロールと回収などを行っている。
- ・ 防犯灯推進管理事業は、防犯灯の設置工事、修繕と電気料を市がまかなう事業である。
- ・ 消防器具置場建設事業は、老朽化した消防器具置場を計画的に整備し消防力の強化を図るものである。特に、南河内地区が主な対象であり、年次計画のもとに事業を進めるものである。
- ・ コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業は、市内にある9つのコミュニティセンターの管理運営を、各コミュニティ推進協議会へ管理委託するものである。コミュニティ活動の活性化とコミュニティ推進協議会の自立を目指している。市は、各コミュニティ推進協議会へ管理委託料を支払う。なお、今年度で3年間の委託期間が切れるが、今後も継続して3年間の委託契約をする予定である。

- (杉原会長) ご質問とご意見をお願いしたい。
- (尾花委員) 国分寺中央地区のコミュニティセンターの管理が入っていないが、児童館が管理しているということか。
- (川俣部長) その通りである。
- (高山委員) グリーントウンコミュニティセンターとコミュニティセンター友愛館の委託料が高額なのは、どういう理由か。
- (鶴見課長) 規模の違いと利用頻度の違いと考えていただいてもよい。人件費などもかさみ、それらを含めての指定管理料となっているため、他の施設とは異なる。
- (岡本委員) グリーントウンと友愛館以外は、地域公民館的な位置づけになるのか。
- (鶴見課長) 自治会には公民館がある地区も無い地区もある。連合自治会といった考え方で、共同で使用している場合もある。
- (岡本委員) 西区コミュニティセンターがあるが、管轄には入らないのか。

- (鶴見課長) 西区の他の事業との兼ね合いや県の補助があったため、自治会 = コミュニティという形でモデル的に行った。
- (尾花委員) 杉原会長への質問だが、事業に対して、私たちの要望については聞いてもよいのか。
- (杉原会長) 手短ならけっこうだ。
- (尾花委員) 防犯灯推進管理事業で、地域の防犯灯設置にはいろいろな制約がある。施設を利用しているときは明るくても、利用が終わると非常に暗くなる場所もあるし、時間帯によっても異なる。そのような違いも加味して実施していただきたい。
- (杉原会長) この事業の評価についてはいかがか。
- (尾花委員) これで、大変けっこうだと思う。
- (前原委員) 指定管理者制度をとることで活性化につながるのか。
- (諏訪部長) 指定管理者制度とコミュニティ推進協議会の活動は異なるもので、一線を画していただきたいと思う。この事業は、施設の維持管理のための費用だけであり、活動費に対しては支払っていない。
- (前原委員) 指定管理者制度によって活性化といった言い方をすると、市民に誤解を与えるのではないかと。別のものであると書くべきではないのか。
- (鶴見課長) 指定管理者は通常公募して選定する。コミュニティセンターの場合は、非公募である。なぜかという、コミュニティセンターはコミュニティ活動のための施設であるので、地元にある組織に一体的に管理してもらいたい。それらの理由も兼ねている。
- (前原委員) コミュニティセンターでの清掃についてだが、清掃が始まったということは意識改革になっているのではないかと。広い意味では活性化につながっている。もっとやるべきだと思う。
- (杉原会長) その上で、評価に関するご意見はあるか。
- (前原委員) 少しずつ様子を見ながら進めて行ったほうがよいのではないかと。というのは、これだけの施設で指定管理者に応募するというのは期待したのか。
- (川俣部長) コミュニティセンターについては、自治会の施設的な位置づけがあるので、非公募として平成 18 年度に決定した。
- (杉原会長) 指定管理の内容は、専門性が高い仕事ではないのか。協議会そのものが管理しているということは、それほど専門性の高い事業ではないということか。
- (川俣部長) 石橋地区は維持管理のみだが、グリーントウンコミュニティセンターと友愛館は事業を組んでいる。外部の人が使用すれば使用料などが入ってくるので、収入として加算されていく。そのような活動が多いほど、協議会の事業が活発化するということはある。
- (杉原会長) 協議会の持っている管理能力と管理責任性は担保されているのか。公募

だと能力が高いところが選ばれるが、非公募のときは、また違っていると考えられる。

- (川俣部長) その点は大丈夫である。
- (金子委員) グリーンタウンコミュニティセンターや友愛館へは、市から職員は出向しているのか。
- (川俣部長) 市からは出向していない。全部委託している。
- (鶴見課長) なぜ9つの施設に指定管理者制度を導入したかという、地方自治法の改正があったためである。改正法の施行後、3年以内に移行する必要性があったため、9施設を指定管理者制度に切り替えた。
- (岡本委員) 部屋の使用料金はどうしているのか。協議会任せか、市が決められているのか。
- (川俣部長) 条例で上限を設定している。
- (諏訪部長) 使用料を徴収しているのは、グリーンタウンコミュニティセンターと友愛館のみである。後は、貸し館をやるほどの規模ではない。
- (尾花委員) グリーンタウンコミュニティセンターと友愛館は、管理委託だけではなく事業があるから委託料が高くなると理解したが、コミュニティ協議会へ、市からの助成金はいつているのか。
- (川俣部長) 委託というのは管理者としての部分の費用で、事業のための費用は別である。
- (青木委員) 使用料金の計上はどうなっているのか。協議会か、市か。
- (鶴見課長) 使用料を含めて、協議会に維持管理をお願いしている。
- (青木委員) 利用者が増えれば、市からの管理料の負担は軽減されるのか。
- (鶴見課長) 利用者や事業が多いと電気料等もかかるが、経営の工夫をすればそのような場合もある。
- (金子委員) 利益をあげた場合はどうするのか。
- (川俣部長) 利益が出る場合はあまり想定できないが、友愛館以外では、収入として翌年度へ繰越される。友愛館だけは精算方式となっている。
- (鶴見課長) 指定管理料は今までの実績から損をしない金額に設定にしているが、利益が上がることは、なかなかないと思う。
- (杉原会長) 利益が出れば、公募にしろという声が出るだろう。
- (前原委員) 以前、なぜ私達が管理しなくてはならないのかというコミュニティが実際にあった。法律は法律でよいが、地域とコンセンサスがとれた上でやっているのであればよいと思うが、そうになっているのか。ぱっと見たとき石橋地区が多いので、石橋地区は意思統一されているかと考えたが、実際には大丈夫なのか。
- (鶴見課長) 石橋地区には自治会の公民館がないところもある。設置の仕方もいろいろある。石橋地区は供用施設として利用されている。

- (前原委員) 個々のコミュニティセンターに金額が掲載してあるのは過去の実績か。
- (鶴見課長) これまでの実績ベースで行っている。友愛館はできたばかりで、実績がないので精算方式をとっている。3年経てば実績が出るので、方式の変更も考える。
- (高山委員) こども医療費助成事業で、医療費の一部とはどのぐらいの割合になっているのか。また、総事業費のところの委託料、需用費、扶助費の意味を教えてほしい。
- (塚原課長) 小学校3年生までの医療費の一部自己負担額は500円である。それ以外は、すべて補助している。補助金の2分の1は県の補助となる。
- (川俣部長) 需用費には、申請書の印刷費などが含まれている。委託料には、電算関係に係わる費用が入っている。扶助費は、医療費として支出するものである。
- (小山委員) 一般廃棄物収集運搬業務委託事務費で、事業評価シートの事業量・頻度の欄に「当面の間、随意契約により業務委託する」と書いてあるが、当面の間とはどれぐらいの見込みなのか。
- (上野課長) ごみ処理施設や分別方法が統一されるまでには、まだ時間がかかると思われるので、はっきりとはわからない。
- (岡本委員) 競争見積となると、安いかどうかというより、内容がいいかどうかが見られるのか。
- (上野課長) どちらもみて判断する。
- (岡本委員) 業者はずっと変わらないのか。何年かに一回は見直しがあるのか。
- (上野課長) 毎年、見積もりをとって契約している。
- (杉原会長) 随意契約方式をとるべきかなどについては、この委員会で議論すべきことではない。参考までに、こういった業者は何社ぐらいあるのか。
- (上野課長) 下野市内では5社で、見積りは3社に出してもらった。
- (青木委員) こども医療費助成事業で、子供の医療費助成費は現在小学校3年生までとあるが、所得制限をして6年生まで、あるいは中学生までにするといったことはあるのか。
- (塚原課長) 小学校6年生までに拡大している市町は県内に7市町あるが、所得制限をしているところはない。参考までに、中学校3年生までは3町ある。拡大した場合、財政的には市の負担になるので、慎重に対応しなければならない。
- (青木委員) 格差があるので、底辺の人に対しての補助の拡大が必要ではないかという希望的意見である。
- (川俣部長) 知事の選挙公約の中に、小学校6年生まで拡大したいといった項目があるが、今のところはわからない。
- (高山委員) 自己負担の500円というのは、下野市独自なのか。

- (塚原課長) 県内一律である。
- (青木委員) 現物給付か、それとも償還払いなのか。
- (塚原課長) 現物給付である。
- (前原委員) 消防器具置場建設事業の中で設置場所に関連して聞きたい。消防車が大型化してきているが、新興住宅街が増えて道路幅が狭くなっている。小型化した消防車を置くという考え方はあるのか。
- (川俣部長) そういった考え方は、今のところない。小型ポンプが6台残っている地域があるので、これも更新していく必要がある。道路は4メートル幅が最低の基準になっているが、何もなければ入っていけると思う。ただ、路上駐車がないことを祈るのみである。
- (岡本委員) 環境衛生事業だが、環境美化推進委員会は年に何回ぐらい開催されているのか。内容的にかなりのものがあるって、開催回数が少ないのではないかと思う。
- (上野課長) 平成19年度は4回開催した。今年度は2回開催したが、今後も開催する予定で4回程度になると思う。
- (岡本委員) 内容はこういったものか。
- (上野課長) 平成19年度は、マイバックの推進についてアンケートを実施するなどした。その他に、事業者の取り組みについて調査したり、各ステーションを巡回して状況を把握するといったこともした。
- (岡本委員) 聞いている話では、議論する内容が豊富なのに回数が少ないため、検討し切れていないようだ。
- (上野課長) 委員会の他に部会も設置しており、そちらでも活動している。
- (杉原会長) 環境衛生事業の評価のところで「担当課、判定誤り」の意味は何か。
- (事務局) 判定に際しての制度的なことである。AからFの評価に当たって判定フローを作ったが、それに従っていないという意味である。
- (前原委員) 防犯灯の設置は市が行うが、修繕はどうなっているか。
- (川俣部長) すべて市が行っている。
- (前原委員) 防犯灯を設置する場合に、優先順位はあるのか。
- (川俣部長) 設置要綱があって、それに従って行っている。
- (前原委員) トランスの上がっている電柱には、防犯灯は付けられないのか。
- (川俣部長) 付けられないと聞いている。参考までに、去年は2,800器のうち920器を修繕している。電気料は760万円ほどである。
- (前原委員) 自治会によっては、防犯灯が多いところは電気料で圧迫されたといったところもあった。
- (高山委員) この事業は、予算をもうすこし削れるということでB判定なのか。
- (川俣部長) コミュニティセンター指定管理者施設管理運営事業と消防器具置場建設事業は、担当課としてはAの評価をしたが、総合判定でB評価となった。

～ ～ ～ 休憩 ～ ～ ～

(田中部長) 上下水道部は、水道課と下水道課の2課体制である。3事業について説明する。

- ・ 石綿セメント管更新事業は、水道事業の創設時期に設置した石綿セメント製の配水管等を耐震性の強い水道管へ変更することで、断水被害や漏水損失を低減させ、安定した水道供給を目的としている。市が事業主体である。あと8%弱の取り替えが必要という状況である。本年度から国の補助が付くようになったので、もう少し早いスピードで実施できるかもしれない。
- ・ 公共下水道維持管理事業は、公共下水道の敷設が終わった地域を対象としている。汚水や雨水処理のために設置された施設の維持管理をとおして、市民の快適な生活環境の改善を図るとともに、施設の一部を開放する事業である。毎年1億円ほどの費用である。
- ・ 公共下水道事業(汚水)は、公共下水道区域を対象に下水道管渠等を整備し未供用地区の解消を図るものである。事業費は4億円で、国の補助が2分の1ある。

(杉原会長) ご質問とご意見をお願いしたい。

(小山委員) 公共下水道維持管理事業の委託料とは、どういうものか。

(田中部長) 維持管理などのために業者に委託しているものである。

(杉原会長) 調整池の維持管理は、公園管理ではないのか。

(田中部長) 公園管理とは異なる。雨水を排出する施設となるので下水施設となる。本来は開放する施設ではないが、綺麗な施設なので開放している。そのため、公園とは異なる。

(青木委員) 雨が降ると臭いがひどい。もう少し環境的に改善できないのか。

(田中部長) 公団(旧住宅都市整備公団)で作った当時は、せせらぎの場所となっていたが、雨水が入ってくると汚くなる。

(青木委員) いわゆる、ドブさらいはしないのか。

(田中部長) 薬師川では年に1、2回砂をさらうことはしている。場所的に機械や車が入れないため手作業になり事業費がかかる。そのため、回数は増やせない。

(青木委員) 事業費がかさんで実施できないということがあれば、地区の住民にも頼むということはできないのか。

(田中部長) 経費がかかるもう一つの理由は、砂も産業廃棄物として処理をしなければならなくなってしまったためである。

- (前原委員) 石綿セメント管更新事業で、石綿セメントの安全面はどうか。
- (田中部長) アスベストは土の中で水が通っているだけでは危険はないという研究結果があるので人的影響はないものと考えている。ただ、できれば早めに取り組みたい。石橋地区に敷設しているものが多く一気に実施することはできないが、計画的に行っていく。
- (岡本委員) 公共下水道事業(汚水)で、これまでの事業経費と今回の事業経費は、どの程度安くなっているのか。
- (田中部長) 国庫補助金が2分の1、90%地方債を借りて、その残りが「その他、一般財源」となる。公共下水道と農業下水道は補助の出どころが違い、国交省と農水省となる。離れた地域は合併浄化槽でやるのはどうかという議論が出た。管でやる地域と合併浄化槽でやる地域を選択するよう、県からの指示があった。
- (杉原会長) 公共下水道事業(汚水)で未供与地域について述べているが、現在は何%か。
- (田中部長) 公共下水道、合併浄化槽を含めた普及率で84.2%である。公共下水道のみだと68.5%で、栃木県内では第2位の普及率である。
- (金子委員) 公共下水道事業(汚水)の中に、「石橋地区調整区域が特環として事業認可になった場合は、変更があります」というのがあるが、どういう意味なのか。
- (田中部長) 下水道には広い意味で二つの事業がある。事業主体で言うと、流域公共下水道、単独の公共下水道、特定環境保全公共下水道がある。公共下水道は市街化区域が主たる対象で、特定環境保全公共下水道というのは調整区域向けである。公共下水道と特定環境保全公共下水道の補助金は別々となる。いまのところ、石橋地区については公共下水道としてのみ認可をもらっている。下野市になったので、補助金の流れが二本になった分、早く実施することができる。それによっては、事業費が変わるということである。
- (高山委員) 特定環境保全公共下水道の管轄は、どこなのか。
- (田中部長) 国土交通省である。
- (金子委員) 公共下水道事業(汚水)で、企画財政課の熟度・緊急性の評価において「今年度のレベルを維持する理由が少ない」とは、どのような意味か。
- (事務局) 企画財政課としては、市全体として事業を捉えている。教育、福祉など他の分野もあるし財政的な制約もあるため、現実的に考えD評価をつけた。担当課としては、なるべく早く実施したいということだろうが、他の分野と比べたときに、スピードが遅くなってもいたし方ないないのではということである。
- (杉原会長) 大型の事業であれば、削減すべきところはいろいろあるのではないかと

ということだろう。

- (前原委員) 行革の中で PDCA (Plan Do Check Action) とあるが、チェックは効果を含めてどのように判断をしているのか。
- (田中部長) 効果という点では、施設を利用する方を増やすということで判断する。事業自体の投資効果については、国の指示があり、県全体で第三者評価を行っている。10年に一度のサイクルであり、昨年実施した。
- (杉原会長) 一般的に下水道の工事をした前と後だと地価が上がるのか。
- (田中部長) 下水道が整備されると環境的に良くなり、それに伴って市街化区域であれば工事費が安く済むので地価が若干上昇することがあるかもしれないが分からない。調整区域については、家が建てられないので地価の上昇はないと思う。
- (高山委員) 調整区域に下水道が入ると、調整区域が市街化区域に変更になることはあるのか。
- (田中部長) そういった議論は出てはいる。しかし、現時点では変更はない。
- (金子委員) 石綿セメント管更新事業で、「DCIP 管」とはどういうものか。DCIP 管にすると地震に強くなるのか。
- (田中部長) DCIP 管とは鉄でつくった管のことで、耐震性の高い管である。ただ、管を一直線に埋められるわけではないので、DCIP 管ではつなぎのところで外れる危険性がある。
- (杉原会長) 評価については、いかがか。
- (高山委員) 公共下水道事業(汚水)で、担当課評価が A、総合判定は D となっているが、どの程度予算を落とせという意図があるのか。
- (事務局) そもそも、この事業は担当課の A 判定が間違いで、最高でも B がつくべきところである。B から D に変わることになるが、D は予算要求できるレベルのなかではもっとも低い。工法等の改善ができないか、現課で熟慮して予算要求していただきたいということだ。予算をどの程度減らせばよいといった計数的な意味合いではない。
- (杉原会長) 今の時点で意見がなければ、最終段階でご意見をお願いしたい。以上で終了とする。

2) その他

- (事務局) 前回お願いした評価シートを提出していただければと思う。
- (杉原会長) みなさんの評価と意見をよろしくお願いしたい。その後、ご意見や会議録をもとに原案を作成する。次回は 10 月 30 日(木) 13:30 から開催する。

以上